

# 火のしまつ

春の火災予防運動が始まります

## 君がしなくて

## 誰がする

火災が発生しやすい季節を迎え、3月1日から7日までの期間、全国一斉に「春の火災予防運動」が展開されます。消防局は、市民の皆さんに防火意識を一層高めようとするため、期間中、カラオケボックス、物販販売店、高齢者が入居する福祉施設などの立入り検査や消防訓練を行います。

### 悪質な訪問販売にご注意

高額な住宅用火災警報器を売りつける訪問販売などに、ご注意ください。不審に思う場合は消費者センター等の窓口にご相談しましょう。なお、訪問販売は購入後から一定期間は、契約の解除(クーリング・オフ制度)が認められています。

### 住宅用火災警報器

1日も早い設置を!!

住宅火災による全国の死者数が、平成15年から6年連続して1000人を超えています。その死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」によるものです。住宅火災から命を守るためには、火災の早期発見が重要になります。こうしたことから平成16年に消防法が改正され、すべての住宅を対象に、23年5月31日までに「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。大切な命を守るため、1日も早く住宅用火災警報器を設置してください。



住宅用火災警報器の取り付け場所は、寝室・階段・台所です。煙を感知する「煙式」と熱(温度)を感知する「熱式」があります。寝室と階段には「煙式」を、調理などで煙が出やすい台所には「熱式」を設置してください。天井または壁の上部に取り付けます。



「NSマーク」付の火災警報器を選びましょう。住宅用火災警報器を購入する際は、感度やブザーの音量などが基準に合格していることを保証する日本消防検定協会認定の「NSマーク」(下図参照)が付いているものを選びましょう。

### 命を守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- 「寝たばこ」は絶対しない
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの対策》

- 逃げ遅れを防ぐため、「住宅用火災警報器」を早期に設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐため「防炎品」を使用する
- 火災を小さいうちに消すために「住宅用消火器」を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力的体制をつくる

## 放火をさせない、させない地域に

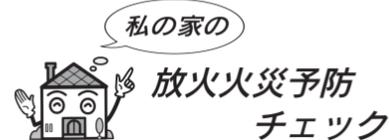
### 火災原因の第1位は「放火」

平成20年中、市内で放火および放火の疑いによる火災が38件発生しており、23年間火災原因の1位を占めています。

放火を減らすためには、住民自らが自衛意識を持って、「放火させない」、「放火されても被害を大きくさせない」まちづくりに取り組むことが大切です。

あなたの住むまちに、密集した地域で道路が狭く、死角の多いところや、街灯などの明かりが少なく、放火行為者の逃走しやすい場所などはありませんか？

自分たちの住むまちの環境を、自分たちの目で今一度確認してみてください。



- 家の周りや外階段の下などに、紙類などの可燃物を放置していませんか
- ごみ収集日の前夜に、ごみが出されていませんか
- 共同住宅などの共用部分を物置代わりにしていませんか
- 自転車やオートバイのカゴに物を置いたままにいませんか
- オートバイや自転車のボディカバーには、防炎品を使用していますか
- 玄関、物置、車庫は施錠されていますか
- 郵便受けに新聞やチラシなどをたまったままにいませんか
- 消火器などは使いやすい状態ですか
- 門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか

### 消防テレホンサービス

0798-22-9999

3月6日まで…春の火災予防運動、3月9日～31日…山火事の防止。平日の午前8時～午後5時(土曜は午前11時)▷病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

## 山火事予防運動

見直そう 森の恵みと 火の始末

3月1日から5月31日までの間、「山火事予防運動」を実施します。この季節、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次のことに注意してください。

問合せは消防局消防課(0798・26・0119)へ。

- ①枯れ草などのある火災の起こりやすい場所で、たき火をしない
- ②たき火の場所を離れるときは、完全に火を消す
- ③風の強いときや空気の乾燥しているときは、たき火をしない
- ④たばこの吸い殻は、必ず火を消すと同時に、投げ捨てない
- ⑤火遊びをしない
- ⑥火災とまぎらわしい煙が出るときは、消防署に届け出る



### 過去5年間の林野火災出火状況

平成	16年	17年	18年	19年	20年
件数	3	3	4	0	0
焼損面積(アール)	4	2	8	0	0



広告

## 阪神米穀のお米

# えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■http://www.ebessan.jp

ごはん歳時記(3月): ちらし寿司

3月3日のひな祭りは、錦糸卵の黄色、まぐろの赤、桜でんぶやえびのピンク、真っ白な花切りれんこんなど華やかな彩りのちらし寿司で、女の子の健やかな成長をお祝いしましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

### 利息を払いすぎていませんか?

借り入れ期間が7年以上の方、完済して10年たたない方、払いすぎた利息が戻ってくる場合があります。

## 過払金請求交渉と任意整理は 着手金無料

日曜・土曜・平日夜間(月～金の夜9時まで) 法律相談  
法律相談無料 阪神西宮駅スグ

ひまわり法律事務所 検索

兵庫県弁護士会所属 弁護士 上原 邦彦ら3名

## ひまわり法律事務所

ハローさあいこう  
☎0120-86-3150(予約制)

\*阪神西宮駅えびす口北徒歩3分、国道2号線沿い  
\*http://www.himawari-law.net/

携帯・パソコンのHPより24時間予約申込受付 兵庫県西宮市和上町5番10号明治安田生命ビル8F